

第21回 揖保川流域委員会

議事録（詳録）

日時：平成19年3月9日（金）9:30～12:00

場所：宍粟防災センター

○開会

【庶務（竹内）】 おはようございます。定刻の9時半になりましたので、ただいまより第21回揖保川流域委員会を開催させていただきます。

まず最初に、本日の委員の定足数について確認させていただきます。吉田委員、和崎委員が少しおくれてご到着の予定ですが、本日14名の委員の参加をいただいております、3分の2の定足数に達していることを最初にご報告させていただきます。

では、次にお手元の配付資料の確認をさせていただきます。配付資料は、資料-1から資料-10までございます。このうち資料-5につきましては、一般傍聴の方はA4縦のもので、委員の方についてはA3サイズのもので配付されております。一般傍聴の方につきましては、一番後ろに閲覧資料というのがございまして、今、向かって右手のピンクのファイルの横にA3の資料、委員の方に配付しております同じA3の資料を閲覧資料として置いておりますので、またごらんください。

それでは、資料-1に従って説明させていただきます。

本日の議事は2つございまして、1つ目は揖保川水系河川整備基本方針(案)についてということで、河川管理者から説明いただきます。

2つ目としまして、前回に引き続き、広報・公表のあり方と今後の取り組みについてということで、2つの議事を予定しております。

本日の終了予定時間は、11時半を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、藤田委員長からごあいさつをよろしくお願いいたします。

【藤田委員長】 藤田でございます。

前回、突然どうしても離れられない公務ができて欠席いたしました。この流域委員会も本日の資料を見ていただきますと、第21回となっております、かなり具体的な整備のお話が出てきております。当然のことなんですけれども、この流域委員会は、流域の住民の方々、もちろん揖保川に関心を持っておられる方であれば、実は流域以外の方も当然ご発言をさせていただくわけなんですけれども、そういう方々のご意見を、いかにこの整備計画の中に反映させていくかについて、我々は一生懸命努力をしているということでございます。

そういうふうな形で、幾つかのステップで、例えば提言をまとめたり、それからまた、その他どういうふうに意見を反映したらいいかということにつきましても、いろいろこの委員会の中で議論をいたしてまいったわけです。先ほど申し上げましたように、平成19年、多分4月からの19年度を考えますと、かなり大詰めに来ているということでございますので、委員の先生方には、ますますこの流域委員会に集中していただきまして、すばらしい整備計画をつくるお手伝いができればと思っておりますので、どうかよろしくご協力お願いしたいと思います。

【庶務（竹内）】 ありがとうございます。

では、本日1つ目の議事に入らせていただきます。

揖保川水系河川整備基本方針(案)についてということで、国土交通省姫路河川国道事務所の井上所長から、ご説明をお願いいたします。

【井上事務所長】 皆さん、おはようございます。本日の委員会もよろしくお願いいたします。

それでは、まず私から、揖保川水系河川整備基本方針(案)についてご報告、ご説明を申し上げます。

まず、本日こういう機会の中で基本方針をご説明させていただくのは、これまで20回を重ねるこの委員会の中でも初めてのことでございますので、その位置づけについて私からまず申し上げて、そ

れから内容のお話をさせていただきたいと思います。座ってご説明申し上げます。

私がこれからご説明いたします内容に関連する資料は、資料－２、３、４、５でございます。まずこの資料－２、３は何かと申しますと、まず２がこの河川整備基本方針と、流域委員会の中でご検討いただいている河川整備計画との関係をあらわしたものでございます。これについては、皆様にこれまでもご説明してきたとおりですが、改めてご説明したいと思っています。

資料－３は、その内容を今回、資料－４で整備基本方針を検討されているところでございますけれども、その概要版として資料－３を用意しております。それから資料－５は、基本方針（案）の検討に当たって用意されている審議会の中で検討されているときの基礎資料という位置づけになっております。

それでは、資料－２のページの２枚目のスライドでございます。今、投影していただいているものでございますが、ここにご覧のように、基本方針と整備計画の関係図を示しております。まず、左側と右側の違いでございますが、これは平成９年に河川法ができる前と、できた後の計画策定フローの違いでございます。

法改正前までは、工事実施基本計画ということで、全体の大きな方針と個別の計画のすべてを、河川審議会の意見を聞いて河川管理者が定めるという制度になっておりましたが、法改正後、河川整備基本方針については、同様に社会資本整備審議会の議論を踏まえまして、国土的なバランスを見まして定めた上で、それに沿った形で河川整備計画を議論していただくことになっております。

お手元にお配りしております資料－３とあわせて見ていただきたいと思います。資料－３に書きましたように、河川整備基本方針とは、長期的な観点から国土全体のバランスを考慮し、基本的な事項を定めることと、治水・利水・環境を総合的に考慮し、河川のあるべき姿（目指すべき将来像）を提示するものでございます。

一方、河川整備計画は、この基本方針に位置づけられたあるべき姿の実現化に向けて、今後おおむね２０年ないしは３０年間に実施すべき河川整備と維持、保全と利用に関する具体的な計画になっております。

ですから、一応基本方針と整備計画の間には、一定の上下関係があり、スパンも違っているということでございます。より具体的な整備計画内容につきましては、当然住民の意見を反映する必要があるということで、この中には、住民意見の反映の場もございますし、地方公共団体の長からの意見もいただくことになっておりますが。その前に今、まさしくこの流域委員会でご議論されているように、学識経験者の方々にお集まりいただいて、河川整備計画（案）の作成について意見をいただいております。また、それに当たっての住民意見の反映の方法についても今ご意見をいただいている状況でございます。

整備計画案を作成するに当たりまして、これまで２０回ほど審議をさせていただいたわけですが、先刻委員長からお話ございましたように、これまでにかなりの時間を要しております。２０回の審議、年数も長きにわたっております。なぜ長くなっていたかという、この基本方針が固まらなかったことも１つの要因でございます。ようやくこの基本方針が定まるという状況になりましたので、それにつきましてご報告させていただきます。これが今日の位置づけでございます。

では、今後どうなるのかということでございますが、この同じ資料－２の３枚目のスライドでございますけれども、環境影響分析を今回導入しようということでございます。この環境影響分析は非常に新しい試みでございますけれども、この試みをするに当たって、まず環境のあるべき姿がなければ、その評価も難しいということです。こういうやり方を我々としてとりたいということにつきましては、既に流域委員会の中でも、ご説明申し上げたところでございますけれども、ようやく基本方針が定まるということでございますので、そこで提示されているあるべき姿を考慮に入れながら、分析・評価を実施していける段階になりました。そうなりますと、この影響分析を実施し、整備計画の案の作成に直ちに移って、１９年度中には整備計画を策定するというスケジュールが、ある程度明確になったというところでございます。

それでは、もう少し具体的に、今度はこの基本方針の内容について入っていきたいと思います。ここにお示ししております資料－５の中身は、既に皆様にも流域委員会の中でご議論していただい

るのとほぼ同じ内容ですので、改めて詳細をご説明するのは、ここでは控えさせていただきたいと考えております。この中には、これまで流域委員会の中で議論をしていただいた資料のデータがベースになって、共通しているものでございます。私といたしましては、この資料－３と資料－４をちょっと横目に見ながら、今回の基本方針の特徴がどこにあらわれているのかをご説明したいと思っております。

まず資料－３でございますけれども、資料－３の右上のほうにグラフがございます。これは簡単なイメージですので、これですべてを語っているわけではありませんが、まず横軸が現在から将来にわたっての時間の流れでございます。縦軸が整備水準といえますか、低い状態から高い状態へ持っていくというイメージで、別に数量的なものであらわしているものではございませんが、視覚的には上の方向が良好な状態というイメージで考えております。

現在が左下で、将来が右上のほうになるということで、現在の時点から将来に向けて、よりよい方向を目指していくということで。現在、基本方針ではその最終形に至るもの、最終形の姿としてあるべき姿とその方向性を出しているものが方針でございます。ですからこの基本方針は、かなり長い時間的スパンを想定しているということでございます。

そのうち、今皆様にご議論していただいております整備計画は、これからの２０年から３０年を。揖保川におきましては、今３０年を具体的な数字として置いて、議論をさせていただいているところですが。その中で、どこを優先的に整備、保全していくのか、その整備の手法はどうあるべきなのか、どの場所からやるべきなのかについて議論をしていただいているという位置づけでございます。

中ほどに、河川整備基本方針の内容ということがございますが、そういった観点から２つ大きくこの基本方針の中で定めている内容がございます。まず、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、それから、河川の整備の基本となるべき事項、この２つをこの中で定めているところでございます。では、そのことを本文であります資料－４の中でご説明したいと思っております。

資料－４に、表紙に平成１９年２月２７日と書いております。これは、今から１０日ほど前に国土交通省に設置されております社会資本整備審議会の河川分科会で、議論されているときの案でございます。結果といたしましては、河川分科会の中で、特段の意見なく了承されたということで、最終的にはこの結果を踏まえまして、社会資本整備審議会として同意し、大臣に答申が返ってきまして、大臣から各関係都道府県、つまりここですと兵庫県に通知されるという手続があります。手続の関係上、それは５月ぐらいになりますが、実質的にはこの２月２７日をもって審議が行われたと理解していただいております。

めくっていただきまして１ページでございますが、まずは河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の中で、まず我々として流域河川の概要ということで、とらえなければならないということが最初に書いてあります。１ページの真ん中の中ほどには、揖保川の特徴が幾つか書かれております。しょうゆ、手延べそうめん、播州皮革などの揖保川清流や伏流水に依存した地場産業が、現在も地域に息づいているという観点もございます。

それから、４行５行下がったところには、城下町として栄え歴史・文化・遺産をとどめている龍野の状況など、文化的なことにも触れているところでございます。

それから、めくっていただきまして、２ページの真ん中、中ごろ以下のところでございますけれども、中流部の状況の中には、丸石河原と呼ばれる礫河原では、カワラハハコ、カワラサイコ、フジバカマなどの河川環境に固有の植物が生育しているなどの特徴的なところも記述されております。

それから、３ページの一番上、２行分でございますけれども、今、丸石河原におきましては、河道内での樹木の繁茂や草地化の進行による減少という問題が顕在化しているという認識を持っているところでございます。

それから同じく３ページの３行目からは、治水の話が概要としてまとめられておりますが、特徴的なものとして、下から４行目には、畳が堤防の機能を発揮するようにした畳堤が設置されているという特徴的なことも記述されているところでございます。

それから４ページに参りまして、水質の問題が６行目から記述されております。水質の中でも、これは揖保川本川というよりも林田川の中で非常に問題が顕在化したものでございますが。現在は大幅に改善されておりますが、引き続き水環境の改善に向けた取り組みも行われている状況が、ここに記

されております。

その下の段落になりますと、今度は河川の利用状況でございますが、やはり揖保川で特徴的なところは、アユ漁ということで、兵庫県のアユ漁獲量の約半分を占めている状況、現状認識についても記述されています。

5ページから、その中でも基本方針の内容について、もう少し考え方を整理している部分がございます。ちょうど5ページの真ん中、下のところに1行空白がありますが、そこからさかのぼって3行目には、水源から河口域までの水系一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図るということで、この基本方針の中で、河川整備計画をこういうふうなものとして考えているということについても触れているところでございます。

それから、5ページの下から3行目につきましては、同じような水源から河口域までの水系一貫したという関連で、上流から海岸までの総合的な土砂管理を観点として取り入れるということ、記述させていただいているところでございます。

6ページから、その中として具体的に3項目ありまして、6ページの(ア)で、災害の発生の防止または軽減と。7ページには、(イ)ということで、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持。それと(ウ)、河川環境の整備と保全ということで、これまでも皆様にご説明しておりますように治水・利水・環境という3本柱についても具体的に記述されているところでございます。

(ア)につきましては、ここについては、2行目にありますように、瀬やふち、それから丸石河原に代表される揖保川的环境あるいは景観に配慮しながらという前提条件のもとで、所要の治水整備を図るということでございますが、上流部に至りましては、7行目に、上流部に洪水調節施設を整備するという記述がなされております。これにつきましては、後ほどもう少し詳しく内容についてご説明したいと思っております。

それから、上流での洪水調節とともに、依然として河川本川だけでは、十分に対処できないこともございまして、その下4行目には、内水のことについても書いてあります。内水被害の著しい地域については、関係機関と調整・連携を図りつつ、必要に応じて内水対策を実施するというところでございます。内水対策につきましては、河川管理者がすべて実施するわけではございませんので、こういった書きぶりになっておりますが、河川管理者としてすべき内水対策を実施していくことも、当然含まれているところでございます。

それから、同じく6ページの下から6行目は、河道内の樹木のことを。樹木につきましては、河川環境の保全といった意味もございまして、洪水の流下阻害への影響もございまして、そういったことについても言及させていただいております。

それから7ページには、防災意識の向上ということで、ハザードマップの作成・活用であるとか訓練であるとか、そういったことを住民と連携して実施していく内容についても、触れられているところでございます。

(イ)では、河川管理者として実施すべきところもありますが、利水者の方々に取り組んでいただくこともございますので、こういった記述にしております。これは、これまで流域委員会の中でご説明させていただいている内容ともほぼ関連しているところでございます。

それから、(ウ)では、先ほど申し上げました地域の原風景ともなっている瀬・ふち、あるいは丸石河原などの揖保川の特徴的なものを次世代に引き継ぐよう努めるという記述が、2行目から4行目にかけてございます。

それからまた、めくっていただいた8ページの2行目からは、河川工事などにより河川環境に影響を与える場合には、代償措置などによりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図るということで、影響を与える場合にほうっておかないということを十分考慮しながら進めるということを書いてあります。

次の段落では、特徴的な中身について。これですべてを語れるとは思っておりませんが、こういったことも現状認識として我々は持っている、この中に記述させていただいているところでございます。

それから9ページは、先ほども申しました林田川の一層の水質改善のところにもまだ触れられてい

るところでございます。

9ページの下から、2. というところで、河川の整備の基本となるべき事項というところがございます。この9ページから11ページまでの2ページ強の記述には、具体的な数字を取り入れたものが入っております。これにつきましては、ちょっと解説が必要だと思いますので、ご説明させていただきたいと思っております。

まず10ページの上の表で3,900、500、3,400とございますが、これがどういうものなのかをご説明する必要があると思っております。まず専門的なことは除きまして、この基本高水はどういうものかと申しますと、これまでの歴史的な洪水を統計的に分析いたしまして、国土全体のバランスから見た揖保川の治水安全度から見て、おおむね100年に1回程度の計画規模で雨が降った場合に、龍野地点でどれぐらいの流量が来るのだろうか。これは、上流で全くあふれることなく龍野地点まで流れてきたら、どれだけになるのかということでございます。これまでに、揖保川の中ではこれほどの流量が実際に流れていることはございません。流れ得ない状況にあるわけですが、もし、上流からずっと河道が整備されて雨が降ってきまして、100年に1回程度であれば、毎秒3,900立方メートル流れてくるということを示してございます。ただ実際に、龍野地点ではどれだけ、今後将来にわたって流下させることができるのかということでございます。

これは、別の資料を見ていただきたいと思います。資料-5の一番最後のページになります。左上に補足説明資料と書いてありまして、龍野地区の河道計画についてということでございます。若干工学的なところもございますが、一番ご認識いただきたいのは、左側にありあます龍野の空中写真でございます。ここにございますように、赤い線がずっと引いてありますが、現在の堤防の位置でございます。ここは、実際はほとんどの部分が畳堤になっているところでございます。この写真の左側は、城下町に代表される龍野の町並みがあると。それから東側、写真右側、左岸側でございますけど、ここにはしょうゆ産業をはじめとする地場産業が川沿いに張りついており、また重要文化財等もある状況でございます。

こういった状況の中で、昭和63年に計画されておりました工事实施基本計画、つまり今の整備基本方針、あるいは河川整備計画の前身となっているものでは、実はこの赤い堤防の位置を広げる形で、上流の洪水を流そうという計画がございました。それをもう一度、最近の工学的な知見も踏まえて検証いたしました。これについての検証が、この右側にあるのですが、実際流れてもこの河岸がちゃんと守れるのか、安全に流下されるのか、施設的な対応で十分であるのだろうかということを検討させていただいたわけでございます。

これは机上の検討ですので、実際に流れたことを確認しているわけではないのですが、その結果として、今の堤防の位置で掘削とか、あるいは施設の対応で毎秒3,400立方メートルまで、何とかこの龍野の周辺は流すことが可能ではないかということ。実際、この赤い線を見ていただきますと、上流から一度ぐっと旭橋のところまで狭まって、また広がっていると。専門用語で急縮部とか狭窄部というんですが、こういうところになりますと、流速が速くなるという状況もありますし、水位も高くなるということで、非常に治水上の懸念があるということですが、それを踏まえた結果、何とか3,400まで流せることがわかりました。

では、この3,900と3,400の差を、今後どうしていったらいいんだろうかということでございますが、1つとしては、やはりこれについては堤防を広げて今の社会的な影響を及ぼしてまで、3,400以上の流量を流すべきなのか、あるいは上流の洪水調節施設で対応すべきなのかという検討をしてきたところでございます。

同じ検討内容について資料-5のスライドの4番目、お手元にお配りしております治水対策の考え方の①でございます。右側に堤防の整備状況と書いてあるものでございますが、この真ん中の下のところに洪水調節施設による対応とございます。皆さんご存じのとおり、上流には県管理の引原ダムがございました。それ以外には、揖保川本川にはダムはございません。まず、我々としてはできるだけ既存施設を有効に使うということで、引原ダムの今現在実施していただいている操作の要領を見直すことで、龍野の視点での洪水流量を低減させることが、可能ではないかとまず検討いたしました。

もともと引原ダムは県の管理で、引原川と揖保川の合流地点までの対策を主に目的として位置づけ

られてきたわけですが、さらに龍野地点まで洪水調節が可能なような形に、操作要領を見直すことができるという結果が得られました。ということで、引原ダムのほうでまず頑張ってくださいということです。ただこれでも、先ほど申しました龍野地点での500という分をすべて賄うことができませんので。それ以外で500を賄おうとすると、上流側にさらなる洪水調節施設が必要になってくるということでございます。

この洪水調節施設は、ダムと決められたわけではございません。遊水池、あるいはバイパスであるとか、いろんなことも考えられるわけですが、これについては、今後の検討課題ということでございます。ただし今の時点では、今の時点と申し上げたのは、この流域委員会で検討されているおおむね3年後の中では、上流の洪水調節施設を、今のところ位置づけるつもりはございません。まずは今検討されている、どちらかという下流重点型の対策から上中流部への対策への転換が、現時点では重要なポイントではないかと、私どもは考えているところでございます。

そういった検討をいたしまして、まず龍野地点でどこまで流すことができるのか。それから上流の洪水調節施設については、今後、適地の候補あるいは施設の配置、あるいはコスト。コストも建設費用だけではなくて、将来の維持管理費用という面でも、机上の検討ですけれども、この流量配分が最も合理的ではないかということで検討がなされ、このように位置づけられたところでございます。

以下、10ページの真ん中の下にあります図は、龍野の地点で3,400を流したときに、揖保川全体でどういふふうに流量が配分されているのかを位置づけている図でございます。

それから、11ページの(4)、主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項。通常、正常流量と呼ばれておりますが、これにつきましては、それから下6行目で、上川原地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、おおむね毎秒3立方メートルで、これをもって流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全に資するものとするという方針が位置づけられております。

これについても若干の解説が必要だと思っておりますので、このカラー刷りの大きな資料の9枚目。流水の正常な機能を維持するために必要な流量の設定というところを見ていただきたと思っております。検討の手法につきましては、全国でほぼ同じ手法を用いて決定しているところでございますが、左側に①から⑨まで検討項目がございます。動植物の生息または生育、景観云々、地下水の維持とございます。こういうところで、どういう地点が、各地点でこの問題を検討するわけですけれども、どの項目で流量が少なくなるとこの課題が維持できないのかを、すべて確認して定めているのが、正常流量の定め方でございます。

右側の図が、河川の下流から上流へ向かっての各地点での必要流量を定め、それを崩落してカバーすべき流量がございます。具体的には下の図にありますように、ちょうど赤い丸で書いている25.4キロの地点の瀬(動植物)、赤い字で書いてありますが、ここが動植物の生息、または生育の面で一番厳しい状況下に置かれていることが確認されております。

それから、緑色でその下にあります2番の景観の面からいいますと、40キロ弱のところがございます井ヶ瀬橋のところでの景観。それから水質の面という引原川と揖保川本川の合流点の曲里(水質)が、全体としてちょうど、環境基準等に照らして一番厳しいところです。

そういうふうな、各地点、いろんなところをやった上で、絶対ここがクリティカルポイントになるというところをすべてカバーし、さらにその上で、揖保川の既存の農業用水、工業用水、都市用水あるいは発電用水とかの出入りも見た上で勘案した結果、上川原の地点で、毎秒3立方メートルという流量が確保されれば、全体として何とか正常な流量として確保できようかと検討してきたところでございます。

この中で最大、可能な取水量を提示しておりますので、実際の取水実態等の検証は、それぞれの中でより詳しく見ていく必要がございますけれども、計画的にはおおむねこの毎秒3立方メートルを目標にして、考えていきたいと思っておりますのでございます。

以上が大体の内容でございますので、最初に申し上げましたように、基本方針では大きなフレームワークを提示させていただいたところでございまして、皆様にご検討いただいている河川整備計画(案)につきましては、今後おおむね30年という中で、どういった場所について、どういった内容

のものを、どういった順序で、どの程度のことをやるのかということ、優先順位をつけてご議論していただくと。それから我々が住民から意見を聞くやり方についても、ご審議していただくというところでございますので、今後、この流域委員会は、あと1年以内に整備計画の案をご審議していただくわけですが、この整備基本方針も十分ご理解の上、ご検討いただければ幸いに存じます。どうもありがとうございました。

【庶務（竹内）】 ありがとうございました。

それでは、今ご説明がありました河川整備基本方針（案）についてということで、これからその内容についてご理解を深めていただくために、委員の方々からのご質疑に入りたいと思います。

じゃ、どなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

【藤田委員長】 それでは、私から少し発言させていただきたいと思います。

資料－4、（案）ですけれども、基本方針は多分ここに出てきたものは、先ほど、河川管理者からご説明がありましたように、実は我々が過去何年間かにわたりまして、提言等を含めて議論してきたことが、ほぼ盛り込まれているのではないかと、少なくともその精神は盛り込まれていると思います。

例えば、内水のことについても配慮していただいておりますし、それから特に河原、河川環境の件。また、揖保川は特に農業用の取水堰が多いわけですけれども、その辺についても記述をされ、それからあと基本的にそれをどうやって整備していくのかについては、次の整備計画のほうに盛り込まれてくると思いますので、私は、全体としては非常にしっかりと流域委員会の意見を受けとめて、基本方針を作成されたなという感じを持っております。それが、先ほどご説明をお聞きした中でのコメントになります。

多分個々には、ご専門の方々でこの部分の書きぶりが、とかいうことがあるかも知れませんが、その辺を含めて少しご意見をお伺いしたいと思います。手続上、文章を直してくださいというのは、無理だとは思いますが、今度の整備計画のところでは、当然ながら反映されていくと思いますので、またご意見をいただければと思います。

浅見さん、何かございますか。

どうぞ。

【浅見委員】 環境面に関しまして、具体的に丸石河原とか、あるいは県内でも非常に重要な干潟のことを、個々の生き物名まで含めて書いていただき、大変具体的なわかりやすい記述になっていると思います。どうもありがとうございました。

【藤田委員長】 あまりご意見がないようでしたら、ちょっとどなたかにコメントをいただこうかなと思いますけれども。

多分、進藤委員は地域とかその辺も含めて、書きぶりが少ないかなという感じではないかと思うんですけど。なかなか、整備計画の、特に基本方針のところでは書きにくいとは思いますが。しかし、真ん中の、多分8ページとかその前後には、少し地域の整備等の関係なども書いていただいていると思うんですけども、その辺については、何かコメントはございますでしょうか。

【進藤委員】 全体的に、こういう文章は簡潔にわかりやすくまとめるのが基本だと思うので。いっぱい書いて書くことは多分不可能だと思います。僕はこれで、さすがにうまいこと書けていると思います。

今の畳堤防についても、3ページの中ほど下ぐらいの、堤防の機能を発揮するように工夫したというのは、それは水防施設だと思うんですけど、おおむねこういうぐあいに。僕も今までいろいろ言ってきたので、載っているなみたいなことで、全体的によいと思います。簡潔に述べられていると思います。

【藤田委員長】 ありがとうございます。
ほかに何か。
どうぞ。

【丸山委員】 私、水道の立場からちょっと申し上げさせてもらいますと、水質についても、それから水利用の相互間利用とか、こういう関係についてもとらえていただきまして、非常に利水・治水・環境すべての面で総合的にとらえていただいて、文書にさせていただいていると。非常にいいんじゃないかと思います。

【藤田委員長】 ありがとうございます。
どうぞ。

【井下田委員】 先ほどから、今回の整備基本方針（案）について比較的好評のようです、私も、全体としては同様な立場に立ちたいとは思いますが、つまり、きめ細かく体系的かつ総合的な河川整備のありようについて、ここに提起されておられるわけです。しかし、ないものねだりを申し上げれば、できたらめり張りのきいた、そして重点的な施策体系は、先ほど所長さんのお話ですと、優先順位云々のお話がおしまいに出てきましたけれども、そういった優先順位とかかわるような河川の上流、中流、あるいは下流といったあたりは、整備計画に譲られるかなとは思いますが、そこに至る具体的な幾つかの問題提起がもうちょっと加わっていると、人々の関心が集まりやすいかなと、少々ないものねだりを申し上げてみました。

【藤田委員長】 ありがとうございます。
どうぞ。

【和崎委員】 9ページで、水質に関しては先ほどのお話にありましたように、関連事業や関係機関・地域住民との連携が書き込まれてあったりするんですが、今回、整備基本方針があって、その後整備計画が出てきて、二、三十年間はこれでいきますよというのが決まったら、そのまま二、三十年間はこれだよという話では、きっと簡単にはいかないのではないかと思います。

その間にさまざまな当然住民との合意形成とか、それから現在の段階の情報共有とかいう話ではなくて、もっと進んだ住民との協働システムみたいなものが、この数十年間に見えてくるようになるのではないかなと。と考えると、9ページの2.の河川整備の基本となるべき事項のすぐ上のパラグラフなんですけども、ちょっと控え目過ぎるのかなと思えてならないんです。

ここには河川の情報住民と幅広く共有と。住民参加による清掃や愛護活動。それから教育とか書いてあるんですけども。じゃ、ここに、今後起こるであろう住民との協働とかコラボレーションへの踏み込みを、このペーパーもしくは今後の計画の中に、きちんと書き込んでおかないと、少し対応がやりにくくなる可能性もあるのかなと、ちょっと感じます。

【藤田委員長】 ありがとうございます。

委員長が流域委員会のすべてを仕切るということではないんですけども、私の個人的な意見を申し上げます。もし委員の皆様方の賛同を得られれば、そういう方向に持っていこうかなと思っております。まず流域委員会は、先ほども話をしましたように、河川整備基本計画が確定された後、基本的には解散することになると思います。

解散して、じゃ、もう我々の役目は終わったのかと。多分、基本的にはそれで終わっていると思うんですけども、やはりその中で先ほど和崎委員が発言されましたように、今後20年ないし30年、その整備計画をもって揖保川を整備されていくわけですけども、その整備の中でマイナーなチェンジも当然出てくると思いますし、それから整備が淡々と進んでいく間に、やはり住民と河川管理者との間でも、いろんな合意形成をしていかないと、いろんな作業が進んでいかないと、ということが出てく

ると思います。

その中で、できればこの流域委員会の中で、1つの希望になるのかもわかりませんが、やはり今後も、流域委員会ではないにしても、それらに近い形で、河川管理者と住民が常に情報共有ができるような組織づくりとかそういうものを、例えば提言していくという、それもありませんかなと思っております。その辺はまた、最後ぐらいの流域委員会で少しお話しし、整備計画に対しての住民意見の反映と同時に、その計画が確定された後の、住民意見の反映についてのお話も盛り込んでいけばいいのではないかと私は思っております。また最後ぐらいの流域委員会では、そんなふうに提案させていただこうかなと思っております。

そのほか何かございますでしょうか。

どうぞ。

【栃本委員】 5ページ中段の文章の中で、水源から河口域までの水系一貫した計画のもとにはっきり書いてくださっているのが、非常に結構だと思うのですが、国交省の守備範囲と県の守備範囲と、そこら辺を分断することのないように、確実にこれを実施していただきたいということ。

それから、8ページの2つ目の文章で、浅見先生からは具体的な動植物の名前を挙げて、その保全という書き方で大変結構だというご意見なんですが、こういう具体的な個々の名前をあまり挙げ過ぎると、それだけを保護されればいいということになりかねないので、やはり河川の自然環境の保全は、現状を保つのを最低のラインとして、これ以上自然環境を破壊しない方向で、よりよい自然環境を再生するという方向であってほしいと思います。

【藤田委員長】 今のご発言は、整備計画の中ではぜひ盛り込んでいただきたいことだと思います。

そのほか、何かご意見は。

どうぞ。

【波田委員】 9ページに、先ほど和崎委員が触れられた部分に防災学習というのがありますが、ここでは多分洪水のことを意識して書いておられるのだと思いますけども。山崎地区には、有名な活断層である山崎断層が横切っているんですね。多分ちょっと私、まだ十分調べていないんですが、十二波も多分それにかかわった景観だと思うんですね。そういうことからいくと、やはり山崎断層についてもやはり触れていただいたほうがいいのではないかと思います。

【藤田委員長】 これは河川管理者の所長にも、一度お考えいただきたい。ご質問ということに、多分なるんだと思いますけど。河川管理と、起こるであろう地震となると、基本計画でもいいし、それから整備計画でも結構なんですけれども、それをどういうふうに盛り込んでいくのか。そのあたりの何か、お考えはございますでしょうか。

【井上事務所長】 ありがとうございます。

まず、今の基本方針上の地質の面での考慮について申し上げたいと思いますが、2ページをごらんいただきたいと思いますが、2ページの最初の段落でございますが、流域の地質、これも白亜紀から古第三紀の流紋岩類を主体とするということで。これ以外にもいろいろな地質が見られているわけですけども、そのことに触れた上で、流域中央にある山崎断層が東西に及んでいることについての記述はしております。

ただ、これが先ほどの災害の軽減とかに結びついてるかといいますと、実は地震対策がきちっと書いてあるところは、ただ単に1行だけ簡潔に書いているんですが、6ページの下から7行目のところにあります「地震・津波対策を因るため、堤防の耐震対策を講ずる」とございます。ここには、ダムとかの大きな施設については書いてありませんが、我々は、まずは構造物設置に当たっての立地、あるいはそのときの構造物の中身についての耐震対策は、このように考慮しておりますが、流域管理的な面で断層のことを取り上げている形までは行っておりません。

あとは地質構造に基づいていることといたしましては、山崎断層の上流にある岩礁帯としての十二ン波とか、そういうところは。これは必ずしも断層とあわせてあるものではないかもしれませんが、地質構造的な問題に関連しているところに基づいて我々の社会生活と結びついている景観についての配慮は、この中で記述させていただいてるという関連です。ですから、先生がおっしゃっているところがびったりなっていないかもしれません。

【波田委員】 いえ、私は地質に固執しているわけじゃなくて、防災学習が出てき、そして十二ン波という景観について触れておられるので、もうちょっとみんなにわかりやすいように、そういうことについても書かれたらどうですかということです。

【井上事務所長】 わかりました。より具体的な取り組みについては、今後の整備計画あるいは我々が実施する事業等の中で、取り入れていきたいと思えます。

【藤田委員長】 ありがとうございます。
そのほか何かございますでしょうか。
どうぞ。

【田中丸委員】 これは質問なんですけれども、9ページの下に基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項に、ピーク流量を基準地点龍野において3,900 m³/Sとするという箇所です。別紙A3版の資料によりますと、計画規模を100分の1にして、そのような結論に達しておられると思うんですけれども、こちらの基本方針案には、100分の1という記載は、多分1カ所もないと思うんですね。その辺、お考えがあってそうしておられるのかもしれませんが、その辺の背景がもしありましたらご説明いただければと思います。

【井上事務所長】 委員長、よろしいでしょうか。私からで。

【藤田委員長】 どうぞ。

【井上事務所長】 確かに、100分の1という記述はございません。ただ説明資料の3には、100分の1という計画規模を左上のところに書かせていただいております。この100分の1ということは、これまでも田中丸先生とか、この流域委員会の中でもいろいろ議論して、昭和47年洪水がどれぐらいの規模かとかいう統計的な意味もありましたけれども。正規確率としての計画規模で、雨量の確率で決めているところがございますけれども、実際の再現確率とかで見ますと、例えば今後30年間、あるいは今後100年間の中で発生する確率で見ると、もっともっと高いわけがございます。それをどう解釈しているのかということは、今後重要な視点だと思っています。

ただ、この100分の1というのは、先ほど一番最初にお話し申しました国土全体のバランスの中でどうするかと。例えば近隣であれば、加古川は今150分の1、淀川は200分の1、それは国土保全上及び国民経済上の観点で、これは別途国の審議会の中で、この計画規模を全国的な観点から定めていると。これをア prioriに決まっているところをもとにしてやっているということで、この整備基本方針で改めて定めることではないということで記述がないと。実態としては、この流量としてあらわすことが、具体的な内容であるということで、特段計画規模としては記述していないと理解しております。

【藤田委員長】 よろしいですか。
どうぞ。

【新聞委員】 9ページの下から8行目あたりに、防災学習、河川利用に関する安全教育とか環境教育の充実を図ると書いてあります。非常に大事なことだと思うんです。やはり今から30年先のことを考えても、大人たちに言うよりも、子供たちに徹底してそういったことを教育するのが、先決で

はないかなと思います。

ドイツなんかで、ゴミ問題、環境問題については、学校で徹底的に教育していると聞いておりますので、こういうことを重点的に進めていただけるということは、ありがたいなと思いました。

【藤田委員長】 ありがとうございます。

防災教育、あるいは河川に対する教育になりますと、当然ながら地元の学校とか教育委員会の方々と、あるいは地元の住民のいろんなボランティア団体とかいった方との協働でなければ、なかなかうまく進まないと思います。おそらく私の理解では、整備計画ができて進み始めたときに、住民の方々がぜひ関心を持って、我々はこんなことをやっていますということで、河川管理者と話をされるのが、非常に大事なのではないかなと思います。

それをどこまで、教育についてこの流域委員会の中で踏み込むかというのは、またこれは次のところで議論していただきたいと思います。場合によってはより具体的な提言もしていくこともあるのではないかなと思います。ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。

じゃ、井下田先生から。

【井下田委員】 基本的な部分について、河川管理者の所長さんにお聞きしたいと思うんですが。

私の理解によれば、現行の河川整備の基本原則は、河の道、河道主義から流域主義の時代に、全体としては移行しているかなと思います。結果的には、流域全体を平等かつ公正に、人々が川からの被害その他から守ろうという平等主義の考え方が、徹底されているとは思いますが、たしか一昨年の洪水予防法の施行から、必ずしも流域全体ではなくて、公共事業関連整備費のお金なども不足し始めてきている時代ですから、時によっては重点を置いて、お金をかけざるを得ない部分が出てきていて、平等主義から個別部分的な河川整備の考え方が、国レベルでも始まっているかなと思いますけれども。今回の基本方針には、そのあたりの考え方は、必ずしも含まれていないように思うんですけども。したがって今回の考え方を下敷きにして、整備計画がより具体的に打ち出されてくる段階で、大幅にお考えを変えられるかどうかですね。その辺と関連してもう少々お聞きしたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

【井上事務所長】 ありがとうございます。

今ご指摘がございましたように、河道的な対応が主体だった対応から流域的な対応に。これはまさしくおっしゃっていただいているとおりでと思います。それがどこまで反映しているかという点、なかなか読み取りにくい状況になっているのも事実だと思います。ただし、これは流れでございますからそうやっていますが、現時点でこう考えられたところをここまでまとめたということでございます。

基本方針は、一度定めたら二度と変えないというものでは、決してございませんので。そういった事情もございましたら、また変えてくるのがいずれあるかもしれません。今策定されたばかりなので、次に変えることを議論している段階ではございませんけれども、そういったときが来ることもあり得ると思います。

それから2つ目のことで、平等的な話とか全体的なとか、部分的になってきているところ。そういうふうに行っているところも確かにございますけど、平等ということは非常に難しいですね。機会平等から結果平等からという点、どっちなのかということがありますけれども。部分的に対応して十分可能なところは、何も全体までいじらなくてもいいじゃないかということは、もう対策として現実の事業メニューとしてやっておりますので、そういうことは当然あると思います。

今後具体的な事業の展開の中でそういうことを、十分やっていくことになると思います。ただ、一方では意識の問題も非常に重要ですので。例えば、治水の問題であれば、上流の整備が進むことによって、逆に、整備というかお住まいの住まい方が変わるることによって、結果的に被害が拡大する形のところを抑制するような形について、なかなか法制度が充実していない部分がありますので。ただ、そこを全体的に後で河川管理者が後追いでやるということになると、非常に負担になると。結果、国

民に負担がかかってくるということですので、さらなる制度の充実とあわせて進めていくことになると思います。

【藤田委員長】 ありがとうございます。
じゃ、進藤委員。どうぞ。

【進藤委員】 ちょっと教えてほしいんですけど、資料-4の3ページの工事実施基本計画の、特に計画高水流量は、毎秒3,300立米やということで。9ページの下から2行目の河道への配分流量を3,400 m^3/S するというので。計画高水流量と河道への配分流量というのは、どない違うんかなみたいなことを教えてほしいんですけども。

【井上事務所長】 結局、今のお答えを端的に答えると、同じものでございます。計画高水流量とその配分流量とは、同じことでございます。昭和63年の工事実施基本計画では、龍野で3,300 m^3/S しか流せないことが、今回は詳しく見てみると、もう少し無理のない範囲で3,400まで流せると確認されました。できるだけ龍野でも、このぐらいまでは頑張ってもらおうということで検討した結果となりました。

当時は、幅を広げて3,300しか流せないということでやっておったんですが、当時は川の断面が複雑な構造になっているものについてまで、十分検討ができなかったの、ある程度余裕的——余裕的と言ったら失礼ですね。曖昧な——曖昧と言っても失礼ですね。ある幅の中で検討してきて3,300があったわけですけども、その後かなり研究が進んで、ある程度3,300まではできることが確認されたわけでございます。中身としては、持っている意味は同じでございます。

【藤田委員長】 それでは、まだあるかもわかりませんが、次に移っていききたいと思います。
広報・公表のあり方と今後の取り組みについてということで、資料-6、これは庶務に説明を願いたいと思います。

【庶務（和泉）】 それでは、庶務から広報・公表のあり方についてご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

前回の委員会は1月後半でございましたので、1ヵ月ちょっと時間があいております。少し復習というか、振り返りながらきょうの議論につなげていきたいと思っております。前回のときに、広報・公表のあり方ということでご報告をして、委員の皆様から幾つかの意見をいただき、それを整理すると、この6つに集約されるようになりました。

まず広報・公表の必要性について。それから2番目が、情報伝達の方法について。3番目が、流域の声をどのように取り込むか。4番目が、自治会や自治体とのかかわり方。5番目に、広報の主体について。6番目に、広報のための今後のスタンスというか、今後どうやっていこうかという話です。この6つについて、簡単ですがそれぞれを振り返っていきましょう。

まず必要性について。これは3つご意見がまとまったと思っております。必要性の1番目は、住民の意見を反映させた揖保川の整備計画をつくると。つまりこのような今日の委員会で、揖保川のことを考えて審議しているんですよとか、あるいはそのことに対して住民の皆さんから意見をもらうために、広報・公表が必要だということです。

2番目が、減災のために揖保川を知ってもらおうと。つまり、地震が起こったり大洪水が起こったりしたときに、皆さんが揖保川のことをあまり知らなければ、避難するにしてもどこへ行ったらいいのだろうとかにならないように、揖保川を有事に備えて気にかけてもらうということ。

3番目が、川のために何かをしたい人と協働できるムードづくり。つまり、揖保川の例えですけど、清掃活動をしようと言ったときに、「じゃ、私もやるわ」とか、そういう賛同する方すらいないので、そういった活動ができませんので、常に揖保川を気にかけてもらえるムードづくりです。

この3つの結果を前回の審議でまとめたんですが、きょうの委員会ではそれぞれどのように今後や

っていかというお話もいただければと思います。

2番目、情報伝達の方法ですが、真っ先に地域SNSですね。インターネット上でのコミュニティーについてお話をいただきました。そういったものについて、非常に価値があるというご意見があったんです。ただ一方では、流域の6割ぐらいの方がインターネットをされているようですが、残りの4割の方は、インターネットを見ることができないということで。今、ニューズレターなどで、情報発信をしておりますが、こういった紙媒体が効果的です。それから、紙媒体による情報提供は自治会とか自治体の配布、回覧などの協力が不可欠と。ちなみに、きょうの開催案内をチラシで6万3,000部つくって配布しております。40%に相当する量が新聞の折り込みだったんですけど、今は60%を、自治会などの協力を得て情報発信しています。

3番目、流域の声をどのようにして取り込むか。これは3項目なんですけど、住民の方々の関心があまりないのじゃないのかなというのを、前回アンケート結果でお示ししたんですけど、それはおそらく川だけで議論していこうとすると、住民の方の興味もそこまで上がらないんじゃないかなと。じゃ、まちづくりだったら、住民、市民の方、関心があるんじゃないかということで、まちづくりだけで議論していくのは、河川の整備計画委員会では難しいので、何らかを絡めてやっていく必要があるだろうと。もう1つは、川への関心を取り戻すには、学校教育なども必要だということでした。

次、自治会や自治体とのかかわり方なんですけど、先ほど申しましたようにまちづくり、これは自治体の守備範囲になりますので、まちづくりと河川整備とを絡めていくためには、自治体の関与が必要になってくるだろうと。地域住民の意見を取り上げるためには、自治会とか市民に近い立場の市役所、町役場などのかかわりが必要になるだろうと。

広報の主体者についてなんですけど、策定された整備計画をいろんな人に広めるのは、河川管理者が主体になったほうがいいでしょうということでした。ただ、整備計画の実施段階において、住民の理解を深めるなどの目的に応じて、流域委員会の後の組織などの議論がありました。先ほど委員長も言われましたけど、整備計画ができてしまえば、一応名目では委員会を閉じてしまうのですが、その後の組織といった議論も出ました。

じゃ、今後どうやっていくかという今後のスタンスですが、長期的なプログラムと短期的なプログラムに分けて、議論がされたと思います。例えば長期的なものだと、川を知ってもらうためにワークショップなどを通じて、人々と地域固有の話題でものをくり上げていったり、あとは学校教育への取り組みなんかも長期的だろうということも位置づけられました。短期的ですが、今後つくられる整備計画に住民の皆さんの意見を反映させるための、意見を聞き取る取り組みです。具体的には、済みません、自治体じゃなくて、自治会を幾つか集めたタウンミーティングなどを考えてはどうだろうかということでした。

それで、本日討議をお願いしたいと考えていることが、先ほど6つ前回の審議で分類されたんですけど、その中で時間の制約がありますので、本日は広報・公表の目的について。前回は3項目まとめましたが、そのことについてもうちょっとご議論いただけたらと思います。2番目、自治体の参画、あるいは自治会の協力について、どうしていったらいいんでしょうかということ。それから3番目、今後の進め方。こういったものをご議論いただければと思います。

例えば、1番目の広報・公表の目的について、上に書いておりますのは先ほどお話ししたとおりですので、具体的なアクションプログラム、どんなことを実際やっていったらいいだろうかということについて、アドバイスをいただければと思っております。

2番目の自治体とか自治会に、参画、協力してもらえるためには、どういうふうにアプローチしていくのがいいだろうかというアドバイスもいただけたらいいと思っております。

3番目ですけど、短期的は長期的な話で、前回はメニューが幾つか出ましたが、実際に動かすために、このほかに何かプログラムとかメニューがあるだろうか、それから具体的に動かすにはどうしたらいいだろうかというアドバイスをいただければと思います。

本日は、庶務からこうしたほうがいいという提案ではなくて、一応委員会で審議をいただくためのお願いということで、よろしくお願いたします。

【藤田委員長】 ありがとうございます。

それでは、後半の部分は前回は触れておりますし、また議論もしたわけですが、今回は広報・公表のあり方について的を絞って、議論をしていきたいと思っております。その中で、庶務でとりあえず、本日の議論のたたき台としてまとめた資料があります。広報・公表の目的、自治体の参画、自治体の協力、それから今後特に短期的な取り組み、それから長期的な取り組みと書かれておりますが、主としてきょうは、むしろ短期的な取り組みについて議論を深めていったほうがいいのではないかと思います。

ちょっと資料-2に戻らせていただきます。資料-2の2枚目のスライドです。1ページの下ですが、多分きょうの3番目の短期的なところは、今後河川整備計画の原案が出され、そしてそれに対して、流域委員会としてもいろいろなご意見を反映するというので議論をしてきたと思います。同時に、これは法的にも河川管理者が公聴会などの開催を行うこととなります。これは「公聴会の開催等」というところになります。しかし、この部分について、単に意見を聞き置くという公聴会だけでいいのか、あるいはもっと具体的にはこういう方法で住民の意見を吸収する、あるいは住民の意見を原案に反映させるほうが、よりよい整備計画になるのではないのでしょうかというところにも、当然ながら我々としては、アドバイスしていくということになると思います。多分、3番目に議論していただくのは、まさにその部分にもつながっていくと思います。

それから、2番目の自治体の参画、自治体の協力です。特に自治体の場合には、もう1つは、先ほどの同じスライドを見ていただきますと、地方公共団体は、その長が意見を申し述べる機会を持っているわけです。その部分は実際には省いて結構なんですけれども、むしろ自治体の参画とか自治会の協力は、どちらかというソフト面的な部分での協力をかなり期待している部分があると思います。例えば、先ほど来、防災教育とか環境教育とかになりますと、当然ながら、教育委員会、自治会、あるいはもっと独立したようなNPOとの関係とか、そういうのが当然出てくると思いますので、その辺も含めて議論をしていただければと思います。

それから、広報・公表の目的ですけど、これは前回でかなりまとまっているのではないかと思います。多分、資料-6のスライドでいきますと3ページですけども、必要性としては、1、2、3ということを書いていただいておりますので、このあたりは的確にまとまっていると思います。後、さらに具体的な話が出てくるかもわかりませんが、場合によっては、もう1つ必要性をつけ加えることもあるかと思いますが、この辺も含めまして、委員の方々からのご意見をいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。切り口から行って、なかなか広い話題ですので、この目的について、まず少しご意見をいただこうかなと思いますが、いかがでしょうか。

和崎委員、何かございますか。多分前回、必要性の1、2、3と書かれたので、大体網羅しているようには思うんですけど。

【和崎委員】 多分、これは段階的な話でまとめられていて、今回の揖保川流域委員会は、揖保川の整備計画を知ってもらおうというのが、一番喫緊の目的ですよ。その内容は、実際に何かが起こったときに絶対あふれない川をつくるわけじゃなくて、何か起こったときに身を守るとか生活を守るとか、そういうものについてもっと深い理解をするために必要性の2があって。ただそれは、川のことを知っているとしてすべて大丈夫なのか。先ほど地震の話もありましたけれども。さまざまな生活環境もつながっていきますし、それからかわる人たちもやっぱりさまざまにつながりがありますから、それをベースとしたムードづくりとか、実際にここへ向かっていきましょねという、生活の質の改善、安心・安全の地域社会をつくっていきましょという方向に持っていく中での揖保川というところから、おそらくされるんだろうと思うんです。ですから実際に、これ以外に並べる必要が逆に言うところあるのかどうか。あまりたくさん出してしまうと、総花的になってしまうのかなと思っていて。私はこれは、非常に上手にまとめてあるのかなと思って拝見しております。

【藤田委員長】 ありがとうございます。中元委員はどうでしょうか。ご専門の広報・公表の立

場からコメントを。いや、これでよければこれでいいんですが。

【中元委員】 私は前回欠席をして、議論の中身についてはあまり詳しく承知していませんけれども。

こういうまとめ方、何のために広報するのかなんですよね。基本的には、今私たちがやっていることを知ってほしいというのが、広報ですよね。だけど、受け取るほうにしてみると、これを見て見ていると関心の度合いが非常に少ないわけですね。そういう人たちに、どういうふうに取り扱われるのかを、やっぱり工夫していく必要があると思いますね。

我々は聞いてほしいんですけども、いや、そんなこと聞きたくないよという人もたくさんいるわけなんです。それをどう取り扱つか。あるいはそれはそれでいいのかというところを議論というか、考えなきゃいけないと思うんですけれども。メディアにいますと、「今、私たちはこんなことをやっていますよ」、「こうしなければいけませんよ」ということは、なかなかニュースとして出しにくい、受け入れられないところもよくあるんですね。

一番いいのは、やっぱり自然に情報が流れていくという形がいいんです。ここが一番難しいところなんですけれどもね。なかなかできないと思うんですけれども、できるだけ自然体でやっていくと。その場合に、ニュースの流し方というんじゃないしに、ニュースの核になるもの、何を流すのかですね。やっぱりきちっとしておかないと、ただ単にやっていますよというだけでは、食いついてこないところがあると思います。

ですから、目的をどうするのかなんですけど、基本的には、私たちがやっていることなんですけれども、受け手が興味を持つであろうところを、何か1つ押さえておいた上で流していくと。これは最初のところでご意見を申し上げようかと思ったんですけれども、例えば、ご意見が出ていましたけれども、地域づくりとの関連が少ないのであまり関心を持たないのではないかと出ていましたけど、確かにこれはそのとおりだと思うんですね。

先ほど井下田先生からご指摘がありましたように、この新しい河川行政は、言ってみたら流域文化も含めて、新しい河川行政をやっているというわけですから、流域が「こんなふうに変わりますよ」と。例えば、単に「堤防がここにできますよ」ということじゃないしに、「新しい文化がここからこういうふうにして発生してきますよ」と。それにはこうこう、こういう歴史的な経緯があって、いろんなものが生まれてきたと。それを踏まえて、また。キーワード、僕は新しい流域文化ということをごここに、基本方針の中に一言入れていけばいいのではないかなと思うんですね。

広報も、そういうものを入れながら、「この流域が変わっていくんですよ」と。あまり変わるとよくないかも知れませんが。これまでとは違った流域文化をつくらうとしているんですよということをごきちっと踏まえた上で、今この3点が出ていますけれども、こういうことを。これはこれでいいと思うんです、方法論ですから。これでいいと思いますけれども、そういうことを押さえた情報発信が必要ではないかと思えます。

【藤田委員長】 ありがとうございます。

1つだけ、私もなるほどというか、中元先生にご指摘いただいて、これは多分河川管理者に一度、あるいは個人的にお答えいただくとありがたいかなと思います。我々ほどちらかというと、今の川を整備するという視点しかなかったんですけども、じゃ、20年、30年、河川整備をしていった段階で、1つのまた新しい流域の文化が生まれてくるという視点。あるいは、それは住民の意識の問題かも知れませんが、そのあたりが新しくなっていくのが、実は非常に大きな意味を持っているのかもしれないと感じるわけですね。

そのあたりは、井上所長にコメントをいただいて。だけど、20年、30年後の話ですから、実際にはそこに住んでおられる住民の方の意識のほうがむしろ強いと思うんですけれども。それを意識してつくっていくというのがあっていいのではないかと気がしますが。ちょっとコメントだけ。

【井上事務所長】 ありがとうございます。私も今、中元委員の話聞いていて、まさしく同感し

ておりますのは、この流域委員会で議論していることだけをただ広報しても、受けとめてはいただけないであろうと。例えば特別のテーマ、例えば揖保川の環境に関心を持っている人であれば、やはり揖保川の流域全体を見た環境が、この整備計画でどういう変化があるのかということできないと、やはり興味を持っていただけないでしょうし。あるいはある地区に住んでいる人だと、自分か自分のその周辺がほかのまちづくりとか、そういうのとあわせて、その中の1つとして河川の整備があったり保全もあったりして、このままなのか、あるいは変わってしまうのかとかを提示しないと、何も言えないということなので。

多分、整備計画にしる方法のツールの1つにすぎないわけであって、これができたからといって、それは何もその地域の変化を示したものにはなっていないわけですから。広報の視点をやはり受けとめ手の側から見てどうなっているのかという形を、この広報もそうですし、我々がやろうとしている公聴会か、あるいはそういうやり方の中でも工夫しないといけないと思うので。そういう形でやる方向が望ましいというふうに、この中で位置づけていただけるのであれば、我々もその方向で努力したいと思っております。

【藤田委員長】 ありがとうございます。

そのほか、何かご意見等ございますでしょうか。

基本的には、まだたくさんの方の意見をいただいておりますけれども、広報・公表の必要性について、原則これでいいんだと。けど、もっと住民に関心を持ってもらえるような方法、広報の仕方はやはり、もっとさらに工夫する必要があるだろうというご意見だったと思いますが、何かそのほか、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

【庄委員】 実は、広報の「せせらぎだより」を配布するのと、それからこのたび、流域委員会の旗をつくって立てるというのにつきまして、宍粟市内、山崎町、一宮町、波賀町の流域の市町、町3つを庶務の方と一緒に回ったんですよ。そしたら、どの町も協力的でした。そして特に自治体の方にお願いするのは、ほかのいろんな用件のある中で、大変困難ですけれど、快く引き受けていただきました。その点、大変協力的でした。特に波賀町は管轄の河川が全然ありません。けれども、すべてに協力的でした。これまでに、流域全体でという協議はあったと思うのですが、やっぱり流域全体での整備基本方針は、十分に内容を協議していただきたいと思います。それが1点です。

それから、それぞれの自治体は大変関心がありますけれども、今度自治会となりますと、それに呼びかけるのは大変難しいと思います。けれども自治会に呼びかけるのが一番大事なことではないでしょうか。その具体策を今後検討していったらどうかと思います。

以上です。

【藤田委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【浅見委員】 前回欠席しております。ポイントをまとめていただいたことについてもう一言、ちょっとだけつけ加えさせていただきたいなと思います。

必要性2で、「防災のために」とありますところに、これは、実は環境のことを知ってもらった上で、整備していくことが大変重要かと思っております。そう思っているときに、中元委員から「流域の文化だ」ということで、確かにそのとおりだと感じて、発言させていただいています。

実は、川のいい環境を残していきたいといったときに、ある人は、例えば河原の生き物のことを思うかもしれないですし、ある人は、グラウンドをつくってそこに川の風がそよんだらそれでいいじゃないか、川のほりを歩けるだけでもいいじゃないかと、さまざまなことを思われるんです。

グラウンドづくりは、親水護岸、階段があって、それで川の横で遊べたらいいんじゃないかという形が、ずっとはやってきたと思うんですが、この委員会では、そうじゃなくてやはり川本来の自然環

境に戻していく、あるいはそれを何とか守っていかうというときに、グラウンドをつくる文化なのか、それとも揖保川独自の環境を大切にしていく文化なのか、問われてくるんじゃないかと思っております。

としますと、必要性2は、必ずしも減災のためだけではなく文化、流域の人たちとの暮らしと、あるいは川とかのかかわりとかも含めまして、いろんな揖保川とかのかかわりについて、知っていただくという意味合いを含めていただければという気がします。

【藤田委員長】 ありがとうございます。

ただいまのご意見ですと、資料-6の3枚目のスライドの必要性2で、単に減災のためだけではなく、川の環境、あるいは新しい揖保川文化をつくるために、より揖保川を理解してもらい、知ってもらい、知ってもらうことも含めて、必要性をむしろ膨らませたほうがいいのではないのでしょうかというご意見にもなるかと思えます。

そのほか、何か。

どうぞ。

【井下田委員】 ご承知のように河川法が改正されて、今年でもう9年目になりますけれども。9年前の河川法の改正で、このような流域委員会が生まれました。流域委員会のスタートは、市民・住民の立場から言えば、かつては治水とか利水の部分を中心とする我が国の河川行政は、行政の手に握られていたんです。行政の手に握られていた河川行政に加えて、ご承知のように環境絡みの部分が3本柱として加えられました。市民・住民にとってみれば、環境絡みの部分は、市民・住民の目ききのきく部分です。自分たちが、この部分でならば勝負できるはずなんです。結果的には、本日もまた、傍聴席に市民・住民の方が多数参加してくれているわけです。

つまり市民・住民の皆さん方の本日の参加に象徴されますように、行政任せだった市民・住民のレベルから、行政と一体となって、行政との連携にたちながら、揖保川のあしたを明確に変えていきたいと思いますという意欲をお持ちの皆さん方が、本日もまた参加してくれているわけです。

結局のところ、市民・住民との、参画と協働の時代をより一層強化していくために、今、私は1つだけささやかな提案をしてみたいと思います。せっかくの揖保川流域委員会の開催ですけれども、時によっては夜に。人によっては集まりにくいという方もおられますけれども、いつも定時の昼の時間の集まりではなくて、夜の時間やら、あるいは土日開催というふうに少々工夫してみることも必要だろうと思います。ささやかな具体的な提案ですけども、今後考えていただければありがたいと思います。

【藤田委員長】 ありがとうございます。

必要性プラス方法論ということで。これは河川管理者も含めて、考えていきたいと思います。非常にすばらしい提案だと、私は思います。もちろん土曜日、日曜日は、周辺の住民の方々が、何か予定しておりますということもあるのかもわかりませんが、少なくともウイークデーよりは、より参加しやすい時間帯であると思いますので。これも、次回はぜひそういう形で、少し検討していければと思っております。ただ、委員の方々には、逆に言うにご迷惑をかけるのかもわかりませんが、またそこは私、あるいは副委員長、それから河川管理者、庶務といろいろ打ち合わせをして、場合によっては前向きに検討していきたいと思えます。

必要性につきましては、先ほどのご意見を踏まえて、少し膨らませていくと。多分この3枚目のスライドの「川のために何かしたい」という人も、必要性の2という部分が膨らんでくれば、多分その中で新しい文化、あるいは環境を守ることが目的になった形での、何かをしたい人が出てくるのではないかと思いますので。

その部分は、一応このあたりで少し議論を打ち切りまして、次ですが、実際に2番の自治体の参画、自治会の協力についても、庄委員からもご意見をいただいておりますけれども、前々回ぐらいから、特に流域委員会でも自治会に対する働きかけが非常に重要であると認識しました。特に揖保川におい

ては、その周辺の市町村に強力な自治会を持っているんだから、やはりそこに働きかけて、我々が意図しているものを伝えていただきたいと思います。

1つは、「せせらぎだより」を配布することによって、流域委員会に対しても関心を持っていただくと同時に、揖保川に対してもまた関心を持っていただきました。特に今、揖保川でどういうことが起こっているのか、河川整備計画とは何ぞやということについて、いろいろと知っていただいたように思います。その中で、特に27号ではそのアンケート調査等の結果もあります。この調査結果を、私は実は見させていただいて、結構関心を持っておられるなという実感を持ちました。これは中元委員も多分賛同していただけるのでは。100%でないから関心がないというのは、期待し過ぎだろうなと思っております。

そんなことで、地道ですけれども今までずっと活動してきたことが、少しずつではあると思いますけれども、住民の方々に知っていただいたと思います。それから、こういう整備計画を今策定しているんだということについても、ご理解いただいているなという実感を持っている次第です。

それから、今後の進め方の中で、本日必ずしも結論を出す必要はないと思うんですけれども、例えば河川整備計画ができました。その整備計画を今度住民のところに、法律的には河川管理者が投げかけていくわけですけれども、そのときに、どういうスタイルの投げかけ方がいいのかという、その辺のところのご意見をいただければと思います。多分、和崎委員は、その部分についても前回、かなりいろいろなご意見をいただいていると思います。例えば、情報提供ツールとしてのインターネット、地域SNSとか、そういう話もあります。いわゆる電子媒体でも実は（住民からの）意見はもらえるわけですね。そういう意味でのご提案でもあるし。しかし、電子媒体が苦手な方もおられるとすると、どういう人がどういう形がいいのかということもあると思うんですが、いかがでしょうか。

ずっと一度思い出していただければ。流域委員会を発足したごく初期の段階ですけれども、上流、中流、下流と意見の交換というか、揖保川に対してこういう思いを持っておりますということで、住民の方々にもご意見をいただき、また我々もそこに参画していろいろな意見を述べたという形での……。あれはタウンミーティングになりますか。私は、定義はあまりわかりませんが。そういう形で住民の方々によりきちっと情報を伝え、そしてまたいただくという形もあると思います。それから、シンポジウムみたいな形式もあると思いますが、そのあたりについて、何かご意見等ございますでしょうか。

【和崎委員】 考え方なんですけれども、フォーマルな、「流域委員会が」とか、「河川管理者が」という形で、住民側に呼びかけて何かをやるという方法も、1つ当然あるわけですね。インフォーマルな、住民が勝手に集まって、いろんな議論が始まっていくのを、いかに活性化させていくかが、本来一番いい形なのではないかなと思うんですね。そういう意味では、フォーマルならフォーマルで今のタウンミーティングとか、シンポジウムとか、それぞれきちっと打っていきながら、それがいかに住民に直接的な効果を与えていくかという手法、手段、ルートをきちんと立てていくのが大切だろうと思うんです。

先ほど、庄委員が「みんな協力的よ」という話をしてくださったんですけど、庄委員と一緒に回られたから、みんな実は協力的であって、私が一緒に回っていると、そんなに大したことなかったりするわけですね。ということは、地域はやっぱり縁つながりなんですよ。ここで先ほど、前段のテーマの、特に自治会とのつながりなんていうのは、ほんとうに縁がどうつながっているのかというのを、いかにインフォーマルに活用するかが重要なポイントなので。この議論の中では、フォーマルな手法だけではなくて、それをインフォーマルに、いかに展開をしていくかというアイデアを皆様からちょうだいできれば、とてもありがたいと思います。

【藤田委員長】 ありがとうございます。

多分、流域委員会で整備計画を議論し、そしてある程度の原案が固まった段階で、河川管理者としては、住民に対して公表していくというプロセスになると思うんですけれども。その中で、どこかでやはり河川管理者がしっかりと自分たちの整備計画を住民に対して説明するのと言うことは大切

です。それは当然必要だと思うんですが、その次の段階の話でしょうね。だから、それを受けとめて。しかし、その会議の中でどんどん発言できるかということ、必ずしもそうではないので。その中では、むしろ一度持って帰って、「ちょっと時間を下さい」という形、例えて言えば、自治会の中で勉強会をすとか、あるいは場合によっては、その勉強会の中に河川管理者の担当者呼んで、さらに詳細に聞くとかということ、当然出てくると思います。多分そういうご意見だろうと理解をいたしました。何かそれにつけ加えるような形で、また別の手法でも結構です。ご提案等、ございませんでしょうか。

これにつきましては、まだ少し時間もありますので。大体集約され始めたなという気はしておりますけれども、さらにすばらしい方法論があれば、それは採用していくとして、基本的にはよりよい整備計画にしていくことだと思っております。

少しまとめさせていただきますと、本日の議論の中では、必要性については先ほどお話ししましたような形で、特に環境とか文化とか、そういうことも含めた形での揖保川を知っていただくこと。そして、知ることで、今度アクションしたい人に対するムードづくりを進めていくという形。また自治会等への働きかけも非常に大事であるということ。またそれから、フォーマルな公聴会、あるいはシンポジウムにプラスして、例えばインフォーマルな形での仕掛けづくりをしていくことについても、我々自身はできれば積極的にかかわっていこうというお話が出てきたと思います。

実は、本日の委員会は、式次第では12時までとなっておりますが、ちょっと私の個人的な用事もございましたので、少し早いですけれども、委員会としてはこの辺で終わらせていただきます。

あと10分間ございますので、きょうはかなり河川整備の基本的な考え方、基本計画について河川管理者から説明がありましたので、多分傍聴者の方々も少し理解しがたかった部分で、ご質問等があるのではないかと思いますので、一応ここで閉会をして、傍聴者からのご意見をお伺いしたいと思います。

どなかた挙手を願えれば。

どうぞ。

【傍聴者】 揖保川水系の宝記井堰、いわゆる宝記水利組合の立場で管理者にお聞きしたいと思います。長期スパン、30年ないし50年の計画で河川の整備をすとお聞きしたんですけれども、この整備は下流から進めていくのか、上流から進めていくのか。この件についてもう少しわかりやすくといいますか、お願いしたいと思います。また、ご存じのように16年の台風だけではありませんけれども、私どもの宝記井堰は、国土交通省の姫路余部出張所の管轄でございます。その中で、土砂が非常にたくさんたまって、見た目は水がたくさんあるような感じがするんですけど、浅くなって。この土砂を何とか、整備計画の中で考えていただけるような方向ではいけないかということ。

ちょっと話が長くなりますけれども、私のところは19年度に、管理者の方はご存じだろうと思っておりますけれども、利水という関係で前、180町歩ほど利水関係で水稻面積があります。そういう中で、19年度に今は油圧式の転倒式の井堰ですけれども、金額のことはどっかわかりませんが、約1億ほどで最新式な転倒式の井堰を改修、新しくしてもらい話し合いもできております。そういう中で、これを機に、私は長年たまった土砂の整備を何とかお願いして、していただきたいなというお尋ね、要望とさせていただきます。

【藤田委員長】 ありがとうございます。

多分、何度もこの流域委員会にご出席いただいた傍聴者の方はご存じだと思うんですが、実は、当初から流域委員会はもちろん公開で行っておりますけれども、基本的にはご質問、あるいはご意見に対するお答えとかはせずに、場合によっては今も、当然河川管理者の方が聞いておられるわけですから、非常に個々の問題だと思いますので。おそらく個々に（別途河川管理者から）答えていただけたらと思います。

ただ1点だけ。一番最初のほうですね。河川の整備が下流からか上流からかというお話ですけど、これは、実は流域委員会でも何度も河川管理者からご説明をいただいております。そのあたりについ

ては多分、河川管理者としても簡単にご説明をいただければ、よりわかりやすいかと思いますが。これは所長、お願いできますね。

【井上事務所長】 かしこまりました。先ほどの下流か上流かという話につきましては、全体的な傾向といたしまして、下流の整備が治水の面から進んでまいりましたので、ある程度の安全性が確保されてきていると。ただ、まだ完全ではない状況です。一方、中流部、上流部がおくれているというところですが、近年の洪水の被害等を見ると、上中流部をこのままほうっておくわけにはいかないということで、若干これまで下流側に重点的だったものを上流のほうにシフトしていこうというのが、現在の計画の中でご議論していただいているところです。ただ、これで下流側は何も全くしないわけではないので、そのバランス面は引き続き見ていくと考えております。

【藤田委員長】 ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見は1つですので、これで本日のすべての行事を終わらせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

【庶務（竹内）】 どうもお疲れさまでした。平成18年度の流域委員会は、この21回をもちまして終わらせていただきます。冒頭でありました河川整備計画の策定に向けてということで、19年度中に策定したいと思っておりますので、引き続きまた流域委員会のご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、どうもお疲れさまでした。

以上